我孫子市使用料条例の一部を改正する条例 (案)

我孫子市使用料条例(昭和51年条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後改正前別表第 2 (第 3 条関係)別表第 2 (第 3 条関係)1 の表 略1 の表 略2 国有財産特別措置法(昭和 27年)2 国有財産特別措置法(昭和 27年)

2 国有財産特別措置法(昭和27年 法律第219号)第5条第1項第5号 の規定により譲与された道路又は 河川等の使用料及び河川法(昭和 39年法律第167号)第100条第1項 に規定する準用河川の土地占用料

	区分					単位				金額		
										((円))
工	作	物	を	敷	設	1	平	方	メ	Α		1=
す	る	た	め	に	使	_	۲	ル	に	0.	033	を
用	す	る	ŧ	0)	<u>及</u>	っ	き	1	年	乗	じ	τ
び	原	形	で	使	用					得	た	額
す	る:	ŧ 0	<u>D</u>									
				道	路	我	孫	子	市	道	路	占
我	孫	子	市			-			-		路例	
我占	孫用	子料	市条	例	別	用	料	条	例	の		に
一我 占 表	孫用の	子料占	市条用	例物	別件	用よ	料り	条 算	例出	のし	例	に道

2 国有財産特別措置法(昭和27年 法律第219号)第5条第1項第5号 の規定により譲与された道路又は 河川等の使用料及び河川法(昭和 39年法律第167号)第100条第1項 に規定する準用河川の土地占用料

	17771 17 1. 10	1
区分	単位	金額
		(円)
工作物を敷設す	1 平方メ	210
るために使用す	ートルに	
るもの	つき 1	
	年	
原形で使用する	1 平方メ	160
もの	ートルに	
	つき 1	
	年	
電柱類(支線及	1 本につ	1, 100
び支線柱を含	き 1年	
ರು。)		
鉄塔	1 平方メ	1 300
34 TA	7 34 75 X I	1 3001

						۲	ル	に	
					つ	き		1	
					年				
諸	管	外	径	が	長	さ	1	メ	80
の	埋	0. :	2 メ	_		۲	ル	に	
設	及	۲	ル未	満	つ	き		1	
び	架	の	もの		年				
設		外	径	が					160
		0. :	2 メ	_					
		 	ル以	上					
			4 メ	_					
		 	ル未	満					
			もの	** *					
				が					390
		-	4 メ	_					
			, ル以	F					
			ルタ	_					
			ル未	洪					
			ルベ もの	川山					
									000
			径	ינג					800
			<u>بر</u> 0	_					
			ル以 	上					
_			もの						
軌ì	道σ	敷	設						600

備考

- 1 Aは、近傍類似の土地の時価 <u>を表すものとする。</u>

備考

2 使用し、若しくは占用する面 <u>1</u> 使用し、若しくは占用する面 積が1平方メートル未満のと 積が1平方メートル未満のと き**又は**その面積に1平方メートル未満の端数があるときは、 1平方メートルとして計算する。

3 略

4 略

- 5 使用又は占用の期間が1月 未満のものについての使用料 及び土地占用料の額は、この表 により算定した額に、使用させ ること又は占用させることに つき課されるべき消費税に相 当する額及び当該課されるべ き消費税の額を課税標準とし て課されるべき地方消費税に 相当する額の合計額を加えた 額(その額に1円未満の端数が あるときは、これを切り捨てた 額)とする。
- 6 市民の福祉又は便益上欠く ことのできない理由による使 用又は占用については、使用料 及び土地占用料を徴収しない。

3の表 略

き 若しくは その面積に1平方 メートル未満の端数があると き、又は使用し、若しくは占用 する物件の長さが1メートル 未満のとき若しくはその長さ に1メートル未満の端数があ るときは、1平方メートル又は 1メートル</u>として計算する。

2 略

<u>3</u> 略

3の表略

この条例は、令和3年4月1日から施行し、同日以後の使用に係る使用料及び占用に係る土地占用料から適用する。